



8月9日 19時30分公表

令和4年8月9日  
内閣府（防災担当）

令和4年8月3日  
からの大雨による災害にかかる  
災害救助法の適用について【第5報】

1. 災害の概要

令和4年8月3日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、山形県、新潟県、石川県、福井県及び青森県は35市町村に災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	山形県	4	6	0	10
2	新潟県	2	0	1	3
3	石川県	6	1	0	7
4	福井県	0	1	0	1
5	青森県	<u>4</u>	<u>8</u>	<u>2</u>	<u>14</u>
	<u>5</u> 県合計	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>3</u>	<u>35</u>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【山形県】</p> <p>米沢市 (よねざわし)</p> <p>寒河江市 (さがえし)</p> <p>長井市 (ながいし)</p> <p>南陽市 (なんようし)</p> <p>西村山郡大江町 (にしむらやまぐんおおえまち)</p> <p>東置賜郡高島町 (ひがしおきたまぐんたかはたまち)</p> <p>東置賜郡川西町 (ひがしおきたまぐんかわにしまち)</p> <p>西置賜郡小国町 (にしおきたまぐんおぐにまち)</p> <p>西置賜郡白鷹町 (にしおきたまぐんしらたかまち)</p> <p>西置賜郡飯豊町 (にしおきたまぐんいいでまち)</p> <p>【新潟県】</p> <p>村上市 (むらかみし)</p> <p>胎内市 (たいないし)</p> <p>岩船郡関川村 (いわふねぐんせきかわむら)</p>	8月3日	8月3日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【石川県】</p> <p>金沢市 (かなざわし)</p> <p>小松市 (こまつし)</p> <p>白山市 (はくさんし)</p> <p>加賀市 (かがし)</p> <p>能美市 (のみし)</p> <p>野々市市 (ののいちし)</p> <p>能美郡川北町 (のみぐんかわきたまち)</p> <p>【福井県】</p> <p>南条郡南越前町 (なんじょうぐんみなみえちぜんちょう)</p>	8月4日	8月3日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
<p>【青森県】</p> <p>弘前市 (ひろさきし)</p> <p>五所川原市 (ごしょがわらし)</p> <p>つがる市 (つがるし)</p> <p>平川市 (ひらかわし)</p> <p>東津軽郡外ヶ浜町 (ひがしつがるぐんそとがはままち)</p> <p>西津軽郡鰺ヶ沢町 (にしつがるぐんあじがさわまち)</p> <p>西津軽郡深浦町 (にしつがるぐんふかうらまち)</p> <p>中津軽郡西目屋村 (なかつがるぐんにしめやむら)</p>	8月9日	8月3日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<u>南津軽郡藤崎町</u> (みなみつがるぐんふじさきまち) <u>南津軽郡大鰐町</u> (みなみつがるぐんおおわにまち) <u>南津軽郡田舎館村</u> (みなみつがるぐんいなかだてむら) <u>北津軽郡板柳町</u> (きたつがるぐんいたやなぎまち) <u>北津軽郡鶴田町</u> (きたつがるぐんつるたまち) <u>北津軽郡中泊町</u> (きたつがるぐんなかどまりまち)			

## 2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先  
 内閣府政策統括官（防災担当）付  
 参事官（被災者生活再建担当）付  
 阿部、安東、齋藤、高橋、富田、佐々木  
 TEL 03-5253-2111（内線51276）  
 03-3503-9394（直通）